

静岡県告示第340号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和5年5月2日、令和5年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

令和5年5月19日

静岡県知事 川勝平太

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
静岡市	蒲原、築地町、港町二丁目、千歳町外、辻一丁目外、袖師町、西久保、袖師町外、横砂西町、村松・清水村松地先新田の各一部	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
浜松市	中区船越町、野口町、西区舞阪町弁天島の各一部	〃
沼津市	第2地区、我入道、東駿河湾環状線第2地区、東駿河湾環状線第3地区の各一部	〃
熱海市	網代の一部	〃
三島市	箱根山の一部	〃
富士宮市	淀平町、泉町の各一部	〃
伊東市	湯川、松原の各一部	〃
島田市	御飯屋町、中河町、本通七丁目、祇園町、川根町身成の各一部	〃
富士市	依田橋、中河原の各一部	〃
磐田市	森本、立野、掛塚、長森、豊田西之島、森下の各一部	〃
焼津市	浜当目一丁目、浜当目二丁目、浜当目三丁目、浜当目四丁目、東小川三丁目、東小川五丁目、焼津二丁目、焼津三丁目、焼津四丁目、西小川一丁目、西小川二丁目、岡当目、浜当目すみれ台2丁目、駅北3丁目、大栄町1・2丁目、塩津、五ヶ堀之内、中里、石脇上の各一部	〃
掛川市	下垂木、家代、上西郷、日坂、本郷、西山の各一部	〃
藤枝市	大手一丁目、郡一丁目の各一部	〃
御殿場市	印野、神山の各一部	〃
袋井市	岡崎、上山梨、萱間、川会の各一部	〃
下田市	二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目の各一部	〃
裾野市	深良、岩波の各一部	〃
湖西市	向島、港町、栄町の各一部	〃
伊豆市	瓜生野、横瀬、徳永、関野、八木沢の各一部	〃
伊豆の国市	南江間の一部	〃

東伊豆町	稲取の各一部	〃
河津町	谷津の各一部	〃
南伊豆町	湊の一部	〃
松崎町	江奈、櫻田、那賀の各一部	〃
西伊豆町	仁科の一部	〃
清水町	柿田、中徳倉の各一部	〃
長泉町	元長窪、上土狩、中土狩の各一部	
森町	三倉の一部	
静岡県森林組合 連合会	静岡市葵区相俣、黒俣の各一部 浜松市春野町気田、天竜区横山町、天竜区神沢、天竜区大栗 安、龍山町下平山、水窪町奥領家の各一部 富士宮市栗倉の一部	〃
計	28市町1組合	